

中部運輸局自動車交通部

令和6年11月1日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

田中、松本 TEL 052-952-8038

中部運輸局 愛知運輸支局 監査担当

伊藤、小田 TEL 052-351-5313

トラック事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、車両使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所

事業者名：A Z ロジ 株式会社（代表者：不破 聡）

住所：愛知県小牧市多気中町291番地

営業所：本社営業所（愛知県小牧市多気中町291番地）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和6年11月1日

処分内容：① 車両使用停止処分210日車
（6両を35日間の使用停止）

② 文書警告

3. 監査端緒

当該事業者に対し、法令違反が疑われる情報が寄せられたことを端緒として、監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

（1）運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）

- (2) 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。(健康診断未受診)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- (3) 点呼を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)
- (4) 点呼の記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (5) 点呼の記録の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (6) 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (7) 業務の記録の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (8) 業務の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (9) 運行記録計による記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (10) 運行記録計による記録に事実と異なる記録をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (11) 運転者等台帳を作成していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (12) 運転者等台帳の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (13) 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

(14) 運転者に対する指導監督の記録の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 21点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 21点